

## 1. 令和4年第3回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

令和4年7月1日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第67号 郡上市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第68号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第71号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程5 議案第72号 郡上市和良運動公園ほか2施設の指定管理者の指定について
- 日程6 議案第73号 財産の取得及び処分について
- 日程7 請願第2号 インボイス制度実施中止を求める意見書提出の請願について

## 2. 本日の会議に付した事件

- 日程1から日程7まで
- 日程8 議案第76号 令和4年度郡上市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程9 議案第77号 令和4年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程10 議案第78号 令和4年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程11 議発第4号 原油価格及び物価の急激な高騰に関する対策を求める意見書について
- 日程12 議発第5号 議員派遣について
- 日程13 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程14 議報告第13号 諸般の報告について（議員派遣の報告）
- 日程15 議報告第14号 諸般の報告について（委員派遣の承認）

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本 田 教 治	2番	長 岡 文 男
3番	田 代 まさよ	4番	田 中 義 久
5番	蓑 島 もとみ	6番	三 島 一 貴
7番	森 藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野 田 勝 彦	10番	山 川 直 保
11番	田 中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田 代 はつ江	14番	兼 山 悌 孝
15番	尾 村 忠 雄	16番	渡 辺 友 三

17番 清水敏夫

18番 美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	熊田一泰	市長公室長	河合保隆
総務部長	加藤光俊	市長公室付部長	三輪幸司
健康福祉部長	田口昌彦	農林水産部長	田代吉広
商工観光部長	可児俊行	建設部長	小酒井章義
環境水道部長	猪俣浩巳	郡上偕楽園長	勝水崇博
教育次長	長尾実	会計管理者	中山洋
消防長	山田浩幸	郡上市民病院事務局長	藤田重信
国保白鳥病院事務局長	川尻成丈	代表監査委員	大坪博之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋藤貴代	議会事務局 議会総務課 係	三島栄志
議会事務局 議会総務課 主事	荻本恵		

### ◎開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。

議員各位におかれましては、6月10日の開会以来、それぞれ出務、御苦労さまでございます。

いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますのでこれより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してありますので、お願いいたします。

なお、報道のため撮影を許可していますので、お願いいたします。

（午前 9時40分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、10番 山川直保議員、11番 田中やすひさ議員を指名いたします。

---

### ◎議案第67号及び議案第68号について（委員長報告・採決）

○議長（田代はつ江） 日程2、議案第67号 郡上市税条例等の一部を改正する条例について及び日程3、議案第68号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての2議案を一括議題といたします。

ただいま、一括議題といたしました2議案は、総務常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長、森藤文男議員。

7番 森藤文男議員。

○7番（森藤文男） おはようございます。

令和4年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例2議案につきまして、令和4年6月23日開催の第3回総務常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第67号 郡上市税条例等の一部を改正する条例について。

総務部長から、地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、今回の改正で配偶者控除の変更はないのかとの質問があり、過去の税制改正において所得税に係る配偶者控除の対象や配偶者の所得要件が改定されており、今回はその税

制改正を受けての条例への反映で、配偶者控除への変更はないとの説明がありました。

DV被害者等の保護について、税務課では漏れなく対象者の情報を得られているのか、市民課との連携はとれているのかとの質問があり、DV被害者が市民課に届出を行うことにより、総合行政システム上で各課の証明書の発行ができなくなるため、税務課では事前に情報を把握しているわけではなく、本人が税務課窓口に来庁し、証明書発行のシステム操作を行った際に、初めて対象者であることが判明する。本人申請の場合は、住所を消去した証明書を交付するが、住所の証明を要する場合は市民課で住所欄に住所を記載し交付しているとの説明がありました。

新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例を定める附則第24条の改正により、寄附金が控除の対象となるのかとの質問があり、附則第24条の改正は、住宅借入金等特別控除の特例を定める附則第25条の廃止に伴う文言整理であり、寄附金控除がなくなるわけではないとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第68号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。

消防長から、市消防団の定数の適正化及び災害等支援団員の定数、任期を定めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、消防団の退団年齢の規定はあるのかとの質問があり、退団年齢については、各方面隊の事情があるため規定はないとの説明がありました。

今回の定数見直しとともに高齢化、人口減少に伴う消防団の再編の進捗状況について質問があり、団員率は明宝方面隊が10.0%で最も高く、最も低いのは白鳥方面隊の2.9%であり、これを均一化するためには、地域を超えた分団や部の配置が必要となるが、さきの意識調査では他地域を含む再編に対し難色を示す方面隊もあったため、引き続き調整を行っていかねばならないとの説明がありました。

関連して、各消防団の詰所等の施設の老朽化に係る対応状況について質問があり、今回の定数見直しを受けて各方面隊長も危機感を持っており、郡上市消防団組織再編基本計画（案）と郡上市公共施設適正配置計画との整合性を図り、消防団車両、詰所の耐用年数を加味しながら再編の検討を進めるとの説明がありました。

災害等支援団員の年齢層と任期についての質問があり、災害時のみ出動する災害等支援団員は、基本団員を退団された方であり、40代、50代の方がみえるが、詳細な年齢区分は調査していない。任期は1期2年であり、5年以上の在籍で退職金が発生するが、全ての業務で出動する基本団員との公平性を図るため、退職金が発生しない2期4年の任期となるように事務手続きを進めていくとの説明がありました。

人口に対する消防団員の割合である団員率と、団員1人当たりが受持つ住民数である団員負担の基準について質問があり、基準はないが、本市は県内の1,000人以上の団員を抱える市と比較しても団員率は高く、団員の負担の人数は少ないため、条例定数の見直し後も同等の数値を維持していきたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和4年7月1日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会総務常任委員会委員長 森藤文男。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第67号 郡上市税条例等の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第67号に対する討論の通告はありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第68号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第68号に対する討論の通告はありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可とすることに決

定いたしました。

---

◎議案第71号及び議案第72号について（委員長報告・採決）

○議長（田代はつ江） 日程4、議案第71号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について及び日程5、議案第72号 郡上市和良運動公園ほか2施設の指定管理者の指定についての2議案を一括議題といたします。

ただいま、一括議題といたしました2議案は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、三島一貴議員。

6番 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） 令和4年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されましたその他2議案につきまして、令和4年6月20日及び6月24日開催の産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第71号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、郡上市和良農産物加工施設の指定管理者について、現指定管理者である株式会社珍千露が4つの事業者と経営統合し、和良の郷総合開発株式会社を設立したことに伴い、指定管理辞退届が提出されたことから、新たに2年9か月を指定の期間として設立された同社を指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で、委員から、議案資料に株式会社珍千露の指定管理期間廃止の記載がないことについて質問があり、市としては指定管理の廃止については、議会に諮る案件ではないため、記載していないとの説明がありました。

和良の郷総合開発株式会社ができた経緯や関係者の思いについて質問があり、関係者の高齢化や道の駅を中心とした地域活性化が課題で、事業者の統合により地域の雇用を生み、将来的に濃飛横断自動車道の計画もあることから、その受け皿として、地域全体を応援できる会社としてつくっていききたいため、市として応援して進めていきたいとの説明がありました。

本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第72号 郡上市和良運動公園ほか2施設の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、郡上市和良運動公園ほか2施設の指定管理者について、現指定管理者である和良運動公園管理組合、和良川公園オートキャンプ場管理組合、和良大月の森公園キャンプ場管理組合がほかの事業者と経営統合し、和良の郷総合開発株式会社を設立したことに伴い指定管理辞退届が提出されたことから、新たに2年9か月を指定の期間として、設立された同社を指定管理者と

することについて説明を受けました。

審査の中で、委員から、事業統合にあたっての合理化や戦略について質問があり、現状の指定管理者の組合の人員等は全て新会社に引き継がれるが、新会社ではターゲットを絞って集客することや、道の駅販売所の仕入れの統一や受付の一元化等、各々の相乗効果を上げていく計画をしており、将来的な見通しとして5か年計画内の経営計画にて、売上げを増加させるように取り組んでいくとの説明がありました。

新会社の組織概要の詳細、組織の統括する人員を考慮しているかとの質問があり、新会社は3部門に分かれ、総務経理部門1名、道の駅事業部8名、アウトドア事業部5名と役員という体制となり、組織の統括という部分では、代表取締役社長、総支配人、また会長により全体的な統括をしていく仕組みであるとの説明がありました。

現状からの経営改善について質問があり、経営統合により、キャンプ場での地域特産物の販売や、道の駅内レストランでも地域特産品使用等の連携をし、また、道の駅内のレイアウト変更により売り場面積の拡充や、テイクアウトの充実を行うなど、改善計画を実施しながら売上げを伸ばしていくことを考えているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和4年7月1日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 三島一貴。

以上になります。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第71号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第71号に対する討論の通告はありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第72号 郡上市和良運動公園ほか2施設の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第72号に対する討論の通告はありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第73号について(委員長報告・採決)

○議長(田代はつ江) 日程6、議案第73号 財産の取得及び処分についてを議題といたします。

ただいま、議題といたしました議案第73号は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、三島一貴議員。

6番 三島一貴議員。

○6番(三島一貴) 令和4年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されましたその他1議案につきまして、令和4年6月20日及び6月24日開催の産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第73号 財産の取得及び処分について。

農林水産部長から、畜産担い手育成総合整備事業に係り、一般社団法人岐阜県農畜産公社が整備した施設を一時的に市が取得し、明宝の農家に売却するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和4年7月1日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 三島一貴。

以上になります。

○議長(田代はつ江) ありがとうございました。

報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第73号に対する討論の通告はありませんので討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎請願第2号について(委員長報告・討論・採決)

○議長(田代はつ江) 日程7、請願第2号 インボイス制度実施中止を求める意見書提出の請願についてを議題といたします。

ただいま、議題といたしました請願第2号は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、三島一貴議員。

6番 三島一貴議員。

○6番(三島一貴) 令和4年第3回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願1件につきまして、令和4年6月20日及び6月24日開催の産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

請願第2号 インボイス制度実施中止を求める意見書提出の請願。

本請願については、インボイス制度についての理解を深めるため、関税務署職員から制度の説明を受けた上で審査を行いました。

紹介議員から、インボイス制度を実施する理由の1つとして、消費者が支払った消費税が事業者の手元に合法的に残る益税の解消が上げられているが、生産者の段階では原材料費を除いた付加価値の部分に消費税がつき、この付加価値は相場や需給関係で決まる算定しにくいものである。事業者がその上に消費税をつけて、手元に残すことはあり得ないため、益税がインボイス制度を必要とする理由にはならない。また、インボイス制度は所得の低い事業者の課税を増やし、所得の高い事業者はそのままという逆転した課税方法であり、今後課税事業者にならず免税事業者を続けても、仕入業者から値下げを求められるか、取引停止になることが目に見えており、コロナ禍の状況において、郡上市の中でも困る方が大勢いると思われることから、市議会としてもその点を配慮した姿

勢を示してほしいとの説明がありました。

委員から、売上1,000万円以下の免税基準が全ての事業者対象になり、制度導入により、書類等の手続が複雑になり、導入経費や経理の知識等も必要になることから、事業者が対応できるか不安である。そのため、国を中心とした行政が商工会などと協力し、あらゆる支援策を打ち出す必要があるとの意見がありました。

確立された消費税制度の中で、今までは特別免除があったということであり、今後適正な運用をしていくことは必要なことである。国はインボイス制度の目的の1つとして、軽減税率の問題からくる税の透明性の確保を上げているが、透明であるか否かは、税にとって非常に大事な議論であることから、制度の中止を求めることには賛成しかねるとの意見が出されました。

審査の結果、本委員会としては賛成少数で、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和4年7月1日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 三島一貴。

以上になります。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、請願第2号に対する討論の通告がありますので、発言を許可します。

9番 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 9番 野田でございます。請願に対する討論を申し述べます。

ただいまの委員長のほうから、委員会での結果を報告していただいたわけですが、私、説明と傍聴をさせていただきまして、大変失礼ながら、委員の中には、誤解やよくお分かりでない部分があると、私は判断しました。

そこで、時間も限られておりますので、長話は避けますが、ある程度概要について、もう一度整理してみたいと思います。

このインボイス制度が導入される予定、来年の10月からでございますが、今はその登録を進めておると、というところで、登録は一向に進んでいないようです。当然ですよ。率先して登録するようなものではない。

その理由、免税業者、売上げが1,000万円以下ということなんですが、売上業者が2つの想定ができると思うんです。免税業者は、2つの次への想定ができる。1つは直接消費者に販売する場合、もう一つは課税事業者販売する場合です。この2通りが考えられる。消費者に販売する場合は、

消費税を掛ける、掛けないは自由のはずです。

消費税を掛けて、消費税分頂くのはできるんです、やろうと思えば。なおかつ頂いた消費税は納めなくてもいいと、一見すると大変何か矛盾する。これをよく益税といって懐に入れてしまうんじゃないかという議論がやっぱり出てくるわけです。そういうことを防ぐために、この制度を導入したとよく言われるんです。

ところが免税業者が、例えば、農業者がハウスを造るビニールを買い、肥料を買い、種を買い、全部消費税がかかるんだけど引くことができません。免税業者はそれを購入しても差し引くことはできないです。

ですから、大きな税負担をしながらも、仮に課税しても、それからは頂いても納税する義務はないと、こういう仕組み、大変ややこしいんですが、なかなか理解しにくいところではあると思います。

確かに、多分後から、このインボイス制度、消費税は透明性がないと、透明性の問題が出てくるかと思いますが、そもそも消費税そのものが、透明性が非常に悪いんです。分かりにくい。おまけに軽減税率なんて設けたので余計に分かりにくい、この辺が大きな問題かとは思いますが。

ところが、もう一つさき戻りますが、免税業者が課税業者に販売した場合は、販売された課税業者が、今度はインボイスを選ぶことができれば、控除をすることができるわけです。前の免税業者分を本当は控除できるんだけど、インボイスがなければ、自分がその分を負担しなければならなくなる。ここが最大の今回の問題だと思います。

ですから、課税業者が当然ながら、次のように動くと思います。動くといえますか、次のような結果になると思います。1つは仕入先の免税業者に対して、あなたも課税業者になってインボイスを発行してくれと、そうすれば、私も控除できるから。当然です、これ。言わないほうがおかしいぐらい当然です。

ところが、免税業者のほうは、大変大きな税負担になりますから、当然ちゅうちょされる。課税業者になっていいもんだろうか、なるとこんだけの税を新たに払わなきゃならない。

免税業者を続けようとするれば、その2つ目ですね。今度は課税業者のほうから消費税分の値引きを求められることは、次に考えられます。結局免税業者からすれば、消費税を払うのか、値引きするのか、どちらを選択するんかということになるわけです。

それでも応じなければ、取引停止になるでしょう。長い年月の間、消費税分負担し続けることが課税業者にはできない相談です。

この前も税務署の方の説明会のときに、よく業者間で相談してとおっしゃいました。無駄な相談です。

この免税業者と課税業者の間の行き違いといえますか、対立の構造というのが、一体どれくらい

及ぶのか、これはこの前の私の一般質問に対する商工部長の答弁の中から、ちょっとまとめてもう一回紹介したいと思います。

これは統計的には明らかになっていないので、国の統計から類推するしかない。それによりますと、全事業者約6割が免税業者である。郡上でいいますと2,818事業所のうち6割、約1,700事業所が免税業者である。1,700ある、郡上市内に。

この免税業者は、郡上の場合はフリーランスというような職種はあまりたくさんありませんでしょうから、例えば作家とか、カメラマンそういったもの、デザイナーとか、個人で経営しているそういう業種の方は、そんなに多くはないと思います。

圧倒的に多いのは個人農業者ではなかろうか。あるいは小売業、小売業でも一部免税点ありますから。こういうような方々、それからもう一つ、えっと思われるかもしれませんが、シルバー人材センターも該当するわけです。ここに登録されているシルバーの方々がサービスを提供した場合、これ求められるんです。なけなしの報酬から求められる。本当に過酷な話なんです。

さて、この免税業者になることによって、大体平均売上げが550万円程度であることを想定して、約15万円余の税が新たにかかることになる。すなわち免税業者から課税業者に変れば、15万円余の新たな負担を強いられることになります。

郡上、1,700事業者の15万円ですから、郡上市内で年間7,800万円ほどの新たな郡上市としての税を徴収されることになる。しかもその方々は非常に所得の低い方々、収入の低い方々であります。こここのところをよく私たちは考えなきゃならない。

さて、委員会で今出ました発言ですが、先ほどの報告は大変簡略されておりますので、若干私のほうから追加しながら、私はこれに対する反論を申し述べます。

6人の委員の方がいらっしゃって、そのうちお一人は無条件で導入賛成、ほか5人の委員の方は、大変判断に苦慮してみえました。どうしたもんやろ、本当に導入してええもんかどうか、私はそういうふうには受け止めました。

税の徴収としては、大変過酷な税でもあること、しかし透明性の確保とか、公正性を確保するときには、やむを得んのではないかと、そういう御意見もあったわけですが、しかし多くの方がやっぱり懸念を表明されました。これは大変なことで、導入はよく検討する必要がある。業者間でやっかいな複雑な手続を、本当にこんなことができるんだろうか、従業員も雇うことのできない経営者と経理がお一人でやらなきゃならんような方々、時間もないのに、そういう道具もないのに、対応できるのだろうか、そういう懸念です。大変なことだと思います。

そして、福祉、社会保障の財源として税の増収は必要であると、こういう税がちゃんと納められているから、この前の10万円の給付とか、様々な困窮者への手当てができるんだ。あたかも妥当性のあるような御意見でありましたが、私はとんでもないと思います。

税というのは基本的に所得再配分の機能です。最も底辺の方々からも最も底辺の方々に再配分してどうするんですか。これは再配分になりません。タコ足です。タコが自分の足を食べる。それをやれと言っている。公正でもありません。

透明性を高めるために、税の透明性、先ほど申し上げましたが、そもそも消費税というのは、非常に不透明、この透明性を高めるために、このインボイスは必要だ。それは特に2重税制だから、8%、10%、どっちがどっちなんよ。これ明らかにする必要があるから、これをやると。だったら一本化すればいい。8なり10に合せば済むこと。

何もわざわざ複雑怪奇にして、手間を取らせて、こうした底辺層に課税する必要はさらさらない。そして大きな要因は預かり税という言い方です。これも委員会で、私申し上げたんですが、預かり税というのは、あり得ないんです。これは消費税という名前が悪い。今さら言ってもしょうがないんですが、諸外国では全てこれは付加価値税です。消費税なんていう国は、私は知りません。

あたかも消費者が払った税を業者さんが一旦預かって、それを納めるだけだから何も負担がないじゃないかと、こういう発想になっちゃうんです。これはまさにこういったもんですが、税務署の論理なんです。一遍預かった税を納めるのは当然やという考え方になっているんです。

ところが付加価値税というのは、付加価値を生みだしたところで、課税される。農業者が新たな作物を作れば、その生みだした価値に対する課税なんです。誰からも預かっちゃいけないんです。消費者からも預かっちゃいけないんです。

そして、それを次の業者に預けて加工されれば、その段階では付加価値はできる。こうしてどんどん付加価値の税金をのせていって、最後は消費者が払う。ですから、よく言われるように、タバコを吸う方、そこには60%のタバコ税が入っていますが、預かり税っていいですか。酒でも一緒です。酒税が入っています。預かり税って言いません。消費税も一緒なんです。10%入っているんだろうけれども、ちょうどタバコを買うときに、そんなことは考えずに買うのと一緒なんです。

これが誤解の大きな問題だと思います。したがって消費税を新たに払わなければならない方の付加価値に対して、免税業者が課税業者に替わることによって、それが発生してくるということをも十分御理解いただきたい。

もう一つ、これが導入されても公正取引法などによって、守られているというのを、この前税務署の職員の方おっしゃった。あり得ません。インボイスを発行せよと命令するわけではありません。していただいけませんか、これは何も違法ではありません。何も守られてないんです。と同時に恐らく行政もこれに対する手当ては説明会だけではできても、救済することはできんでしょう。

これがインボイスの本当の姿やと思います。それは証拠といいますか、全国の中小企業者や零細業者の団体はたくさんあります。要するに商売をされている方の団体です。こういう団体の方が、私今から申し上げますが、いずれも中止、あるいは凍結、再考を求めてストレートにこれに賛成す

る団体は皆無だと思えます。どういうところか、日本商工会議所、こう言っています。生産性向上に逆行する。免税業者約500万人に対する排除や不当な値下げ圧力が生じる懸念がある。中小企業はコロナ対応に追われ、インボイス制度の準備に取りかかれる状況に決してない。こういうふうに声明を発表しています。これは商工会議所です。

全国中小企業団体中央会、以下説明省略しますが、名前だけ、全建総連、中小企業家同友会、日本税理士会連合会、全国青年税理士連盟、全国青色申告会総連合、税経新人会全国協議会、私も知らない団体たくさんありましたけど、こういうところは全て賛成はしていません。反対または中止、凍結を求めている。

郡上は、私先ほど、60%商工部長の説明で、60%ぐらいあるんじゃないかと、免税業者が、その方々はもっと比率が高いんじゃないかと、私、郡上で思います。先ほど言いました、農業者、ほとんどの方、それから建設・建築業の一人親方、これも多いです。大工さんとか左官屋さん、あるいはそのほかクロスを貼ったり、建具をつけたり、こういうところはほとんど一人親方の方々です。

こういう方々はたくさんいらっしゃる。そういう方々を窮地に陥らせていいんですか。しかも物価高騰、コロナ禍で、どの業種だって、どの事業者だって、楽なところは、まずないでしょう。こんなときにこれを導入するなんて、幾ら何でもひどすぎる。

国民目線で言えば、市民目線で言えば、当然中止を求める、反対をすべきだと、私は思っています。どうか、同僚議員の御賛同をお願いをしたい、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（田代はつ江） ただいま、提案に賛成の討論がありました。請願に反対の討論はありませんか。

11番 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） それでは、委員長報告に賛成、そして請願に反対の立場で討論をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今年は沖縄本土復帰50周年の節目の年でございます。特に先月の沖縄慰霊の日には感慨深く、7歳の女の子の平和の詩を聞かせていただきました。沖縄を思い平和を願いました。冒頭にこんな話をさせていただきましたのは、初代の沖縄開発庁長官を務められ、沖縄県名誉県民第1号として本土の政治家として最も沖縄の方々から支持されたとされる、ミスター税調、消費税の生みの親と言われた山中貞則さんのことを思い浮かべたからであります。消費税と大きく関わるインボイスの議論をするにあたり、多くの国会議員の皆さんから、山中先生のお話を聞かせていただいたことを思い出しております。

消費税は消費税法1条2項に基づき、その収入については、社会保障費や地方交付税の原資に充てられています。特に、高齢化により、自然増していく社会保障費の財源として、広く、薄く、み

んなで分かち合うのが消費税であります。

税の公平性をめぐっては、それぞれの税の趣旨から何が公平かを考えなければならない、非常に難しい議論であります。消費税においても、今申し上げた趣旨を考慮した公平性、透明性が求められ、それが税制そのものの国民の信頼性に関わると考えます。

この消費税の透明性の確保がインボイス制度の目的の1つ。

現状のように実際軽減税率によって、複数の税率が存在すると、どの商品に、どの税率が適用されるか区分する必要があります。税率が1種類であれば、容易に納税額を算出できますが、税率が複数あれば、それぞれの税率から正しい納税額を算出しなくてはなりません。そのために商品ごとに価格と税率を記載させるよう区分しておく必要があります。

インボイスを使わずに複数の適用税率を区分し、正確な納税額を算出するには、手間もかかり、当然ながらミスも誘発してしまいます。また、もしインボイス制度が導入されなかった場合、軽減税率の対象である商品を仕入税率8%だったものを、仮に税10%に偽って計上するなどの不正が生じないとも限りません。

したがって、インボイス制度は消費税の公平性や透明性にとって必要な制度であると考えます。

紹介議員がおっしゃったように、今このコロナ禍、物価高騰の影響の中で、インボイス制度の導入は、適切なタイミングかどうかという議論はあり得るかとは思いますが、2023年10月からの制度導入後も政府は激変緩和の観点から、免税事業者等からの仕入れについても、6年間は仕入れ税額相当額の一定割合を控除可能な経過措置を設けるとしております。

衆議院財務金融委員会の議論等から見ても、これはシルバー人材センター等についての答弁でございましたが、今後実際の影響や実務的な対応等実情を把握し、どのような支援が可能か検討していくとの答弁がございました。

委員会においても委員長報告のとおり、制度導入にあたっては、国をはじめとするきめ細かな支援が必要であろうという意見もあり、引き続き現場を注視していくことは議会としても、求められていることだと考えます。

制度は制度として、必要であれば請願のように中止を求めるではなく、その程度の運用において生じる問題点について政策的に対応していくというのが本筋であり、また原則であると思います。

冒頭に述べた山中先生は当税制調査会において今日から消費税の議論を行う、皆、落選を覚悟しろと言われたそうです。そして言葉どおり消費税導入後の総選挙において落選をされました。その後、再選された後も税制の事実上の決定権者であったがゆえに、税に関わる陳情は一切取り合わず不借身命を旨に、私心を捨て税制に関わってこられたそうです。

インボイス制度も確かに評判のよい皆さんから拍手喝采されるものではないかもしれませんが、消費税を透明性の確保、ひいてはそれによる税制そのものの信頼性には必要な制度であると考えま

す。

議員各位の御賛同をお願いいたしまして、請願に反対、委員長報告に賛成の立場での討論といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（田代はつ江） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は、請願を不採択するものであります。請願第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田代はつ江） 起立少数でありますので、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

ここで日程の追加を行いたいと思います。

お諮りいたします。議案第76号 令和4年度郡上市一般会計予算（第3号）について、議案第77号 令和4年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第78号 令和4年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）について、議発第4号 原油価格及び物価の急激な高騰に関する対策を求める意見書について、議発第5号 議員派遣について、閉会中の継続審査の申し出について、議報告第13号 諸般の報告について（議員派遣の報告）、議報告14号 諸般の報告について（委員派遣の承認）、以上8件を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第76号から議報告第14号までの8件を日程に追加することに決定いたしました。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

---

#### ◎議案第76号から議案第78号までについて（提案説明・採決）

○議長（田代はつ江） ただいま日程に追加しました日程8、議案第76号 令和4年度郡上市一般会計補正予算（第3号）についてから日程10、議案第78号 令和4年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）についてまでの3議案を一括議題とします。

順次説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは、説明させていただきます。

議案第76号 令和4年度郡上市一般会計補正予算（第3号）について、議案第77号 令和4年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第78号 令和4年度郡上市病院事業会計補

正予算（第1号）について。

上記について地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和4年7月1日提出、郡上市長 日置敏明。

私からは、一般会計補正予算についての御説明を申し上げます。予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度郡上市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,927万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ281億2,501万3,000円とする。

第2条地方債の変更は、第2表地方債補正による。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正です。

過疎対策事業の変更です。右側の補正後の欄を御覧ください。

限度額を3億2,300万円に、2,480万円増額するものです。大和統合小屋内運動場再生可能エネルギー設備設置事業の補助金採択に伴う増額でございます。記載の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

事業概要説明一覧表で御説明申し上げますのでそちらの資料を御覧ください。

歳入から御説明申し上げます。

款15国庫支出金総務管理費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、補正額2億4,579万6,000円、コロナ交付金の内訳は通常分が6,077万2,000円、原油価格物価高騰対応分が1億8,502万4,000円で、下記事業の財源とするための補正でございます。

社会福祉費補助金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金4,950万円、住民税非課税世帯等への給付事業を実施するための国補助金です。

その下段は、同事務費分で259万9,000円です。

款18寄附費、ふるさと寄附金、地域づくり寄附金801万9,000円、4月から5月までに受け入れた寄附金をおどりのコロナ対策に充当するための補正です。

款19繰入金、財政調整基金繰入金291万円。不足する財源を基金から繰り入れるものです。

款21諸収入、教育費雑入、環境イノベーション情報機構補助金1,568万2,000円、大和統合小屋内運動場再生可能エネルギー設備設置事業の補助金採択による補正でございます。

款22市債、小学校債、過疎対策事業債2,480万円、上記と同理由による補正です。歳入合計は3億4,927万6,000円でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

款3民生費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業5,206万9,000円、住民税非課

税世帯等に1世帯当たり10万円を給付するもので495世帯を見込んでございます。昨年度にも同事業を実施し、令和3年度支給済みの世帯は対象外でございます。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業1,358万円、過日補正予算をお認めいただいた5万円の給付金に加え、コロナ交付金を財源として2万円を上乗せし、物価上昇によるひとり親世帯等の負担軽減を図りたいとするものでございます。

保育園管理運営経費217万2,000円、県で行いますコロナ交付金を活用した私立の小・中学校、幼稚園、保育園などに対して、物価高騰による給食費の増額分を支援することとしてございます。県におきましては、こういった支援をするということでございますが、公立の保育園におきましても賄材料費の高騰が給食費に影響してございますので、保護者に負担を転嫁することなく、コロナ交付金を高騰分に補填して子育て世帯への支援を行うものです。7月分から翌3月分までの9か月間を対象とし、賄材料費の高騰分は15%と見込んでございます。

へき地保育所運営経費10万3,000円、同様に石徹白保育園の分でございます。

款4衛生費、水道事業会計繰出金1億6,255万7,000円、物価高騰に伴う市民または事業者の負担増に対し水道基本料金を免除し、また水道未加入世帯には免除相当分の現金支給を行うことで公共料金等への間接的に支援するものでございます。水道事業会計で実施するための繰出金でございます。

款6商工費、新型コロナウイルス商工緊急対策事業4,600万円、4月臨時議会で補正をお認めいただきました事業で、5月31日の期限をもって確定し、予定の300件が実績で633件となったことによる増額補正でございます。

5ページ目でございます。「日本一のおどりのまち郡上」推進事業1,090万6,000円、郡上おどり、白鳥おどり開催に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行うための運営委員会、実行委員会への補助金の増額でございます。

款9教育費小学校統合整備事業4,050万5,000円、大和統合小屋内運動場再生可能エネルギー設備設置事業の補助金採択による補正でございます。

幼稚園管理事務経費76万2,000円と下段の学校給食賄経費は2,062万2,000円につきましては、先程の保育園と同様幼稚園と小学校の給食費分でございます。

総額で3億4,927万6,000円でございます。よろしく申し上げます。

○議長（田代はつ江） 猪俣環境水道部長。

○環境水道部長（猪俣浩巳） 議案第77号 令和4年度郡上市水道事業会計補正予算書（第1号）をお願いいたします。

1ページを御覧ください。

令和4年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）、総則第1条令和4年度郡上市水道事業会計

の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出、第2条令和4年度郡上市水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益補正予定額3,055万7,000円、第1項営業収益1億3,200万円の減額、第2項営業外収益1億6,255万7,000円。

支出、第1款水道事業費用補正予定額3,055万7,000円、第1項営業費用175万7,000円、第2項営業外費用2,880万円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第3条予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）職員給与費、補正予定額40万円。

他会計からの補助金、第4条予算第9条中3億7,422万6,000円を5億3,678万3,000円に改める。

令和4年7月1日提出、郡上市長 日置敏明。

8ページをお願いいたします。

令和4年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書、収益的収入及び支出、収入、1、水道事業収益、1、営業収益、1、給水収益、補正予定額1億3,200万円の減額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする一般会計からの繰り入れの増額に伴う水道料金収入の減額でございます。

2、営業外収益、2、他会計補助金1億6,255万7,000円、水道基本料金免除事業及び水道未契約世帯への免除相当現金支給事業分でございます。支援内容といたしましては、公共性の高い施設を除く市内で水道を利用している世帯及び事業者の基本料金を令和4年6月から11月までの6か月分免除いたします。また市内に住民票を有し、水道を利用していない世帯については、令和4年7月1日を基準日として一般家庭の水道基本料金6か月分相当の8,000円を世帯主の申請により指定口座へ振込する支援を行うものであります。

次の支出でございます。

1、水道事業費用、1、営業費用、4、総係費補正予定額175万7,000円。主なものは、通信運搬費委託料でございます。水道基本料金免除事業及び水道未契約世帯への免除相当現金支給事業に対する事務経費でございます。

2、営業外費用、2雑支出2,880万円、水道未契約世帯等への免除相当現金支給事業分でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 藤田市民病院事務局長。

○郡上市民病院事務局長（藤田重信） それでは、議案78号 令和4年度郡上市病院事業会計補正予算書（第1号）を御覧ください。

1 ページを御覧ください。

第1条、令和4年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出、第2条令和4年度郡上市病院事業会計予算、第4条本文括書中、3億2,173万6,000円を3億2,191万3,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款郡上市市民病院事業資本的収入、第1項企業債750万円の増額、第4項補助金172万4,000円の増額。

支出、第1款郡上市市民病院事業資本的支出、第1項建設改良費940万1,000円の増額。

企業債第3条予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的でございますが、郡上市市民病院器械備品購入事業、補正後の額でございますが3,350万円、750万円の増額でございます。こちらはX線装置の購入に係る起債の増額となります。

9 ページを御覧ください。

令和4年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）説明書（資本的収入及び支出）、まず収入の方でございます。

款1、郡上市市民病院事業資本的収入、企業債で750万円。

続いて、補助金、国県補助金172万4,000円。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症疑い患者受け入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止対策事業に伴う国の補助金でございます。

支出、款1、郡上市市民病院事業資本的支出、項1建設改良費、器械及び備品購入でございます。まず最初に、外科用X線撮影装置759万円、こちら起債を対象にしたものでございますが、当院にあります手術室にあるX線装置が1台故障し、修理不可能というところで、1台購入の予算を上げさせていただいております。

続いて、へパフィルター付空気清浄機、フィルター付クリーンパーティションでございますが、こちらは、新型コロナウイルス感染症疑い患者受け入れのための救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止事業を利用しまして、産婦人科、小児科それから救急外来の各診療室に空気清浄機、それからクリーンパーティションを導入するものです。こちらの機器につきましては、へパフィルターと言われるフィルターを使って、ウイルスを99%ほど除去する機能を持っておりまして、手術室等に設置されてます空気清浄機能と同等のフィルターを使って、ウイルス感染を予防するものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、議案ごとに質疑を行います。

議案第76号 令和4年度郡上市一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑はあ

りませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっています、議案第76号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第76号について原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第77号 令和4年度郡上市水道事業会計補正予算(第1号)について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっています、議案第77号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第77号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第77号について原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第78号 令和4年度郡上市病院事業会計補正予算(第1号)について質疑を行います。質疑

はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第78号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第78号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第78号について原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議発第4号について(議案朗読・提案説明・採決)

○議長(田代はつ江) 日程11、議発第4号 原油価格及び物価の急激な高騰に関する対策を求める意見書についてを議題といたします。

まず、事務局に朗読させます。

○議長(田代はつ江) 齋藤議会議務局長。

○議会議務局長(齋藤貴代) それでは朗読いたします。

議発第4号

原油価格及び物価の急激な高騰に関する対策を求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び郡上市議会会議規則第14条第2項に基づき、別紙意見書を提出する。

令和4年7月1日提出

提出者 郡上市議会運営委員会委員長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議長 田 代 はつ江様

提出理由

原油価格や物価の急激な高騰が、市民生活に打撃を与え、地域経済の悪化や地方自治体の行財政運営に深刻な影響を及ぼしていることから、地域の実情に応じた迅速な対応かつ必要な支援策の追

加・拡充を国に求めるため。

1枚おめくりください。

原油価格及び物価の急激な高騰に関する対策を求める意見書(案)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、市民生活や地域経済にとって厳しい状況が続く中、ロシアによるウクライナ侵略や円安の影響により、原油価格や物価の急激な高騰、原材料や資材等の不足が生じている。

原油価格の高騰は、電気やガスの料金をはじめ、食料品や日用品などの生活に直結する様々な商品等の価格の上昇を招き、市民生活を直撃するとともに、中小企業や小規模事業者、農林水産業者等の経営を圧迫し、さらなる地域経済の悪化や地方行財政運営に深刻な影響を与えることが懸念されている。

こうした中、政府は、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を策定し、原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰等に直面する生活困窮者や事業者等への支援に取り組んでいるところであるが、昨今の状況から、原油価格や物価の高騰がさらに進む可能性があることや長期に及ぶことが想定されることから、次の事項について対策を講じられるよう強く要望する。

記

1. 市民生活や地域経済への影響を最小限に抑えるため、原油価格及び物価の高騰を抑制する対策を迅速に講じること。

2. 中小企業、小規模事業者や農林水産業者などの経営安定のため、資金繰りや事業継続等に対する支援の拡充を図ること。

3. 物価の高騰に直面する生活困窮者や低所得の子育て世帯に対して、必要な支援策を追加的に実施すること。

4. 地域の実情に応じて地方自治体が必要な対策を講じることができるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の地方財源を追加で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年7月1日

岐阜県郡上市議会

---

提出先は御覧のとおりとなります。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） それではここで提出者の説明を求めます。

14番 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） それでは、議発第4号 原油価格及び物価の急激な高騰に関する対策を求め

る意見書について、御説明をいたします。

先般の皆様方に説明したとおり、まずこれは郡上市の議会が県の議長会に対して、意見書の案としてやっておるものでございます。これが採択されましても、今度は東海の議長会、そして全国の議長会と、採択されてそこまで時間がかかるわけでございます。とすると、やはりこの急激な物価の高騰ということに関しまして、なかなかそんな遠回しにやっとなるような猶予はないわけでございます。中ではやはりその政府は今でもその高騰に対して、それなりに施策を打っておるところでございますけれども、加えてやはり地方議会制度のほうからも、また重ねて政府に押し上げていくという、郡上市が今度は時間短縮のためにあえて同じものを出させていただくということでございます。まず、この記の中にあるように、対策には迅速であること、そしてまた支援は困っている業者あたりに拡充をしてもらうこと、そして、足りない分、みみっちいことをせずにとんとやっってくださいと。

それから、もう1つ4番目は、地方の実情に合わせて自治体がそれを配分できるように申し上げることでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め質疑を終結します。ただいま議題となっております議発第4号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたします。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め討論を終結し採決を行います。議発第4号について原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。

よって議発第4号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議発第5号について（採決）

○議長（田代はつ江） 日程12、議発第5号 議員派遣について議題といたします。

会議規則第170条の規定により申出がありました。

お諮りいたします。申出のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。

よって、申出のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（田代はつ江） 日程13、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

産業建設常任委員会委員長から会議規則第111条の規定によりお手元に配付したとおり閉会中の継続審査の申出がありました。お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

#### ◎議報告第13号について（報告）

○議長（田代はつ江） 日程14、議報告第13号 諸般の報告について（議員派遣の報告）を議題といたします。

議員派遣の報告が、別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき報告にかえます。

---

#### ◎議報告第14号について（報告）

○議長（田代はつ江） 日程15、議報告第14号 諸般の報告について（委員派遣の承認）を議題といたします。

会議規則第106条の規定により委員長から別紙写しのとおり提出され承認いたしましたので、お目通しをいただき報告にかえます。

---

#### ◎市長挨拶

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで市長から、御挨拶をいただきます。

日置市長。

○市長（日置敏明） 令和4年第3回郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る6月10日金曜日、開会以来、本日7月1日金曜日に至るまでの21日間にわたり、終始、慎重かつ御熱心に御審議をいただきました。

当初提案をいたしました令和4年度の補正予算や条例改正をはじめ、本日追加提案をいたしました補正予算案に至るまで多くの議案について御議決を頂き、誠にありがとうございました。

それぞれの施策、制度の適切な執行に努めてまいります。また、審議の過程で頂きました数々の御意見、御提案につきましては、市政運営に当たってそれらを踏まえてまいりたいと存じます。

本日の会議の冒頭でも申し上げましたように、コロナの感染状況は決して油断はできませんけれども、概ね改善方向にあり、今からは重症化予防を目的とする4回目のワクチン接種も本格的に進められます。今回打ち出しましたコロナ禍による経済情勢の変動に対する支援策など、各取組を推し進め地域の活性化と市民生活のサポート等、適切に対処してまいります。

いよいよ来週からは、各おどりの発祥祭を皮切りに郡上の熱い夏が始まります。感染防止に十分努めながらではありますが、コロナ禍で開催見合わせとなっていた各地域の夏祭り、花火大会や鮎釣り大会、そして、スポーツ合宿等魅力満載の郡上の夏を市内外の皆様に満喫していただきたいと存じます。

一方で、この時期は大雨が懸念され過去にも大きな被害をもたらしました。市内全域の防災対策を徹底し安全安心な市民生活を確保するよう、万全を期してまいります。

議員の皆様方におかれましては健康に十分ご留意していただきながら、益々のご活躍をされますよう祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

令和4年7月1日、郡上市長 日置敏明。

ありがとうございます。

---

### ◎議長挨拶

○議長（田代はつ江） 令和4年第3回郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

今定例会におきましても、新型コロナウイルス感染症の対策を取りながらの議会となりましたが、6月10日から本日まで22日間にわたり、条例の改正をはじめ追加補正を含む補正予算や指定管理者の指定など市政の諸案件につきまして、極めて慎重に御審議をいただき、全議案を滞りなく議了することができました。これもひとえに議員各位の御協力によるものと深く感謝申し上げます。また市長はじめ、執行部の各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力を頂き厚く御礼を申し上げます。

今定例会を通じ議員各位から審議の過程や一般質問で述べられました意見や要望につきましては、今後の市政の執行に十分反映されますようお願い申し上げます。

代表監査委員におかれましては、本会議へ御出席をいただき、誠にありがとうございました。

議員各位並びに執行部各位におかれましては、引き続き新型コロナウイルス感染防止対策をしっかり行っていただき、健康には十分御留意され、ますますの御活躍を御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の会議を閉じます。

これもちまして、令和4年第3回郡上市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

(午前11時03分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長      田 代 はつ江

郡上市議会議員      山 川 直 保

郡上市議会議員      田 中 やすひさ